

令和3年（行コ）第8号行政文書一部不開示処分取消訴訟請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審原告） 佐藤博文

被控訴人兼控訴人（一審被告） 国（処分行政庁 防衛大臣）

5

控 訴 理 由 書

2021年 4月23日

札幌高等裁判所 第3民事部3係 御中

10

控訴人兼被控訴人（一審原告）訴訟代理人

弁護士 池 田 賢 太

外19名



15 第1 原判決の内容と評価

1 一審原告は、防衛大臣に対し、陸上自衛隊北部方面隊所属の隊員の自殺者等
が記載された行政文書の開示請求をしたところ、防衛大臣はかかる請求に対し、
北部方面隊に限らず、全ての陸上自衛隊の自殺者について取りまとめた一覧表
（本件対象文書）について、項目とNo.を開示し（後述するようにNo.にも一
20 部に不開示あり）、それ以外の部分を不開示とした本件処分を行った。

これに対し、一審原告が、氏名以外の不開示部分の取り消しを求めたもので
ある。

これに対して、原判決は、本件文書全体が法5条1号によって個人情報識別
情報の記載されている文書としたうえで、「曜日」、「学歴」、「手段」、「方法」、
25 「時間」、「入隊後年」、「出身」、「既、未婚」、「妻」、「海外派遣」、「営内外」、「家
族」、「単身赴任」、「単身」、「単身期間」、「連鎖性」、「新職務」については法6

条2項にいう「特定の個人を識別する事ができることとなる記述等の部分」(個人識別部分)には当たらず、「偏差値」「段階点」、「型」、「傾向」、「Y-G」、「備考」(ただし、このうち本件対象文書2ないし5に含まれるものを除く。)、
5 「備考(遺書)」については、「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれ」(個人権利利益侵害可能性)がないとして開示を認めた。

2 ところで、原審における一審被告の主張は、モザイクアプローチの適用すべき範囲を過度に広範に取り、全面的に非開示とすべきとの主張であった。

このような主張は、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、
10 もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」(法第1条)とする目的に則って具体的に検討することなく、全面的に否定するものである。

また、防衛大学校(学校生、教官は自衛隊員)の服務規律違反及び懲戒処分
15 について一審原告が行なった情報開示請求に対する開示結果(甲19乃至22)とも明らかに矛盾する、不条理な主張であった(原告の2019年2月4日付け第4準備書面で詳述)。

さらには、政府の「働き方改革」政策の推進により、公務員の労働実態や安全配慮義務の履行が重大な社会問題となり、公務員の健康状態や自殺情報は、
20 政策遂行にとって欠かせない情報の1つであるところ(「請求原因第2「2 同種事案との比較」及び甲4乃至6」、かかる見識も示さないものだった。

3 以上に対して、原判決は、同種訴訟における従前の判断枠組み(すなわち一審被告の主張)を維持しつつも、一審被告の過度に広範な不開示を正当化する主張を排斥し、項目内容を個別的に検討して、22項目の開示を認めた点は、
25 結果において正当であり、積極的に評価できるものである。

4 但し、No.については、下記のとおり、一部に黒塗り又は白地があり、これ

らの項目の記載内容も、No.のある項目と同じであるか不明であり、原判決はこの点の主張整理と判断を行なっておらず、当審における判断を求める。

記

- ① 平成16年度は、65番目がNo.も項目欄もすべて黒塗り
- 5 ② 平成17年度は、65、66番目に該当する欄のNo.が白地で、項目欄が黒塗り。
- ③ 平成22年度は、39番と40番の間に、No.も項目も黒塗りの欄がある。
- ④ 平成23年度は、9番と10番の間の2行、16番と17番の間の1行がNo.も項目も黒塗り。29番と30番の間は、No.が白地で項目が黒塗り。
- 10 ⑤ 平成24年度は、2番と3番の間及び31番と32番の間のNo.が白地で項目欄が黒塗り。
- ⑥ 平成25年度は、No.54から3行、No.が白地で、項目欄が黒塗り。

第2 原判決の誤り

15 1 原判決は知る権利を過度に制約する

(1) 原判決の判断は、憲法21条を背景にもつ「知る権利」との関係で不十分である。原判決の判断枠組みを前提としても、なお開示される部分があるにも関わらず、それを不開示とした点において誤りがあると言わざるをえない。

すなわち、前述した法1条の目的規定に「知る権利」は明記されていない
20 が、「知る権利」が憲法21条の表現の自由から導出することは学説、判例上
確定した見解であり、法によって開示請求権が定められることにより具体化
されていると解される。

そして、法は「原則開示」を明記している以上、不開示は例外的に解釈適用されなければならない。

25 (2) また、法1条は、「国民主権の理念」を基礎として「説明する責務」「民主
的な行政の推進」を図ると明記している。

「説明する責任」(説明責任)が意味するところは、開示された文書の中身の説明を求めるということではなく、生の情報を開示することによって、行政の活動の責任の所在を明確にするという意味である。国民主権の下では公権力は国民の負託に基づくものであるから、政府の保有する情報は本来国民の共有財産である。したがって、国民は自らの主権を行使する上で情報を知る
5 5

本件対象文書で問題になっている自殺情報は、請求原因「第3 本訴訟提起の事情」で述べたとおり、自衛隊員と家族の生命や自由、幸福追求権(憲法13条の個人の尊厳)に関わる重要な問題である。

陸上自衛隊北部方面隊が、イラク派遣の第1次、南スーダン派遣施設部隊の第1、第2、第6、第10次の中心を担い、派遣隊員の中に、過酷な労働環境、精神・神経の緊迫等により、心的外傷(PTSD)への罹患、自死者が増えていること、さらには、海外派兵を想定した長期間にわたる苛酷な訓練による負傷、精神・神経の変調、精神教育などによる人格的破綻、上命下服の人間関係の軋轢など、さまざまな問題が生じていることは公知の事実である。
10 15

そして、北海道の駐屯地は、地元の自治体との間で、海外や被災地に長期に派遣される自衛隊員の家族の生活を支援するための協定を結んでいる(甲10)。

このような中で、自衛隊員や家族の実態について、市民・国民に情報を明らかにし政策に反映させることは、主権者国民の責務である。自衛隊員の自殺は、自衛隊員や家族の私的な領域の問題に止まらない。
20

(3) ところで、法は、原則開示・例外不開示という建付けであり、個人情報については、個人情報識別型を採用し、そこから開示すべきものを除外するという方法を採用した(一審原告は、現時点においてもなお個人情報の不開示部分を定める方法としては、プライバシー情報に限定すべきであり、それが
25 相当と考えるが、この点は特に争わない)。

問題は、個人識別情報型を採用した場合、プライバシーとは無関係な情報

でも個人を識別できる情報であれば不開示となるので、その範囲が拡大しがちになるという点であり、一審被告の主張はまさにその典型である。

5 法は、不開示とされることによって保護される利益の視点から、事項的要素と定性的要素を組み合わせて不開示情報を類型化している。すなわち、文書の存在とそれを開示することによる侵害の「おそれ」の比較衡量を行うことになる。一審被告は、自殺した自衛隊員の親族や同僚、友人等は、当該自殺者がいつ自殺したかを知っているか、それを容易に知りうるため、対象文書中から容易に当該自殺者特定できることを理由として、個人の権利利益が侵害される「おそれ」（ここにいう「おそれ」は極めて抽象的なものにすぎない）を主張することに終始し、具体的な個人の権利侵害については論証しない。

10 また、個人識別型による個人情報不開示は範囲が広範になりすぎるので、法5条1号イ乃至ハでその例外を定めた。この点、一審原告は、別の行政文書開示請求で入手した防衛大学校の懲戒処分一覧（その中には自殺者情報も含まれる）を証拠として提出し、学年、事故月日、内容、処分などが開示されており、同じ処分庁である防衛大臣の判断が統一されていないと主張していた（2019年2月4日付け第4準備書面）。

15 行政文書開示請求で顕出しているのであるから、その限度における情報は5条1号イにおける「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として開示されなければならないはずである。原判決は、この点を明示的に判断しなかった。控訴審において明確に判断されたい。

20 なお、この点でさらに、防衛大学校における学生の平成30年度の服務規律違反一覧表（甲24、25）と懲戒処分一覧表（甲26、27）、及び職員
25 の懲戒処分一覧表（甲28）の開示請求の結果を提出する。本件（平成29年10月6日付け通知書）より後の令和元年9月17日付けの開示決定通知

書であるが、不開示理由は本件と同じであるにもかかわらず、同じ判断基準で行なったとは思えないほど開示範囲に違い（広く開示を認める）がある。

この違いについて、一審被告も原判決も正面から答えることがないままであり、当審においてこそ見識ある判断をして頂きたい。

5

2 原判決の判断枠組みを前提としてもなお開示されるべきもの

(1) 一審被告の控訴理由書に記載されている原判決認容部分に対する主張については別途主張をする。

10 (2) 原判決は、判断の前提として、法5条1号の個人識別情報の記載に関する判断と、法6条2項の個人識別部分に関する判断は異なるところがないとし、「他の情報との照合による個人の識別可能性を検討する必要がある」として、「他の情報」の範囲につき「親族、同僚等の特定の個人が現に保有し又は入手可能な情報を基準に、個人識別可能性を判断すべき」とした。

15 そして、「事故日時」、「自殺月日」、「報告月日」、「所属」、「駐屯地」、「階級」、「場所」、「補職」、「方面」、「性別」、「職種」、「年齢」、「年齢区分」、「任用区分」については個人識別情報であるしつつ、認容した項目については個人識別部分に該当しないとした。

20 しかし、そこには一貫性が見られない。先に掲げた個人識別情報の判断基準に照らせば、例えば、非開示とした「任用後年」「営内外」の記載と、開示を認めた「年齢」「年齢区分」「場所」の記載と、何がどれほど違うのか明瞭ではない。年齢がわかれば、例えば17歳で自殺した隊員がいれば、中卒後入隊した自衛隊員であることが推測され、任用後1年ないし2年との特定が可能になる。営とは自衛隊内の寄宿舍であるから、自殺場所が開示されて自宅内外がわかることと営内外とていかなる違いがあるのか。同様に演習地内外、駐屯地内外が開示されることといかなる違いがあるのか。そこで考慮されている権利侵害の判断基準が一貫していない。

25

(3) また、前記主張を前提として、防衛大学校における自殺者情報（原告第4準備書面末尾に添付した別紙。服務規律違反の開示情報に記載されていた自殺未遂情報を抽出し一覧化したもの）が開示されていることからすれば、防衛大学校の学年に相当する単位まで開示されているのであるから、少なくとも防衛大学校やその学年に相当すると思われる「方面」や「駐屯地」、あるいは「職種」「年齢」「年齢区分」などは開示が認められて然るべきである。

また、防衛大学校の「事故月日」「発生年月日」や「処分月日」に相当すると思われる本件対象文書の「事故日時」「自殺月日」などについても開示が認められて然るべきである。

10

3 小括

以上の通り、原判決には是正されるべき点が少なくなく、控訴審における見直しが必要である。

以 上

服務規律違反者

番号	学年	事故年月日	事故内容	処分月日 (宣告日)	処分内容
44	事故報告	1 H19.10.5	左手首自傷行為(発見場所:防大医務室)		2/13退校
45	事故報告	1 H19.10.19	死亡事故(10/19轢死)(発見場所:北富士演習場梨ヶ原廠舎地区)		
50	事故報告	4 H19.12.5	死亡事故(12/5薬物死)		
56	報告	1 H20.2.27	自殺未遂		3/14退校
384	報告	2 H23.4.5	その他 自殺未遂		
396	報告	2 H23.5.19	その他 自傷行為		
523	報告	1 H24.2.7	死亡事故報告 (轢死)		
533	6	3 H24.4.13	死亡事故(転落事故)		
548	報告	3 H24.8.27	その他 (自殺未遂)		
551	報告	1 H24.9.5	その他 (自殺未遂)		
554	報告	3 H24.9.11	その他 自傷行為(左肩部)		
623	84	1 H25.2.25	自傷行為	H25.3.6	
629	4	4 H25.4.28	自傷行為		報告
673	17	2 H25.5.31	急性薬物中毒による意識障害		
675	19	3 H25.6.11	学生の自殺(疑い)		
732	46	1 H25.12.13	過量服薬による意識障害		
866	32	1 H26.9.29	その他 自殺未遂		
890	42	1 H26.11.16	その他 自殺未遂		
893	45	4 H26.11.25	その他 自殺未遂		
1071	73	2 H28.2.19	その他 自殺未遂	H28.4.15	